

## 第7回 代議員定数等検討委員会概要案

日時 2023年1月11日(水) 19:00～21:20

場所 Zoom ミーティング

参加状況等

委員参加 17名、欠席 2名、事務局 2名

今回の内容 定款第13条等の改正内容と、その方法

配付資料

- (1) 第6回代議員定数等検討委員会報告（内部報告用）案
- (2) 定款第13条を改定するにあたって（佐藤委員長作成）
- (3) 代議員定数の検討内容の振り返りと提案（松尾委員作成）
- (4) 定款と選挙規程との関係と変更案（深水副委員長作成）
- (5) 定款改正案たたき台（大石委員作成）
- (6) 第4回代議員定数等検討委員会の概要（案）
- (7) 代議員定数等検討委員会中間報告概要（常任理事会・理事会報告用）

議事

### 1 定款・選挙規程の改正案の検討

委員長：定款13条の偏向にあたっての検討

※委員長作成資料「定款第13条を改定するにあたって」の説明

定款・選挙規程・代議員決定規則（新たに新設）の組み合わせによる改正のパターンを示し、それぞれの特徴・問題点などを提示。それぞれのケースの定款改正イメージを提示。

- ・新たに定款細則のような代議員決定規則を作成して、その変更のほうがスムーズな手続きならそちらの方がよい
- ・代議員決定規則の変更は、定款変更よりはるかに簡単な手続き（委員長）
- ・それなら定款細則の方法がよい
- ・定款はシンプル・イズ・ベスト。選挙区名が定款に入ってくるのはどうか。道州制の導入もありうるので考慮する必要があるのでは。
- ・押さえるところは押さえ、あとは規程でやっていくのがよいのでは。
- ・「定款はできるだけシンプルに」に賛成。新たに会員になることを検討する人が見たときにシンプルなのがよい。定款細則とは何か。
- ・定款細則とは、選挙区や選挙区ごとの定数等を示すものをイメージした。選挙ごとに人数の偏向もありうる。（委員長）

- ・定款だけでシンプルにやるべき。あとは、別表などで処理すべき。
- ・定款に埋め込むか、末尾に書く。
- ・定款にぶら下がっていると変えるのが難しくなるので、定款はできるだけシンプルであるとは、代議員総会でコントロールできればよいのではないか。
- ・別表とは定款の一部なのか、別のものか。定款は代議員総会だけで自由に決められるものではない。代議員総会で決められる方がよいのではないか。(委員長)
- ・私も同じように考える。
- ・定款は代議員総会で決められる。それが原則。
- ・現実が違う。定款改正の総会を開く前に、内閣府や弁護士に事前に相談する必要がある。
- ・それはあくまで事前確認ということで、プロセス。
- ・別表は内閣府等の関係者の確認の必要がないもの？
- ・別表も確認が必要。
- ・整理をしたい。別表、細則は定款でどのような扱いか。
- ・定款については重要な事項については、変更申請が必要になる。代議員定数の変更は届け出という扱いになる。ただ、慣例的に事前に相談し、確認する手続きをとる必要があるのではないか。(事務局)
- ・手続きとして、定款に書かれていることかどうかで大きく違う。定款細則は法人法の扱いで決まっていない。細則を作る場合は、代議員総会で扱うという定款での記載が必要となる。別表も定款の一部。別表の変更は定款の変更。
- ・定款はシンプルに。細則や別表のような部分は別にして。
- ・都道府県が道州に変わったときは、その時に定款を変えればよい。
- ・別表を定款につけたものを案として作成した。後ほど説明する。定款の中に入れる方がよいのではということで作った。
- ・それぞれの案を見ていく。(委員長)

※定款改正の案を作成した委員から、それぞれの案を説明。

- ・理事会に対する見方について。理事会と代議員総会はお互いに信頼関係を持っているという前提とするべき。代議員の定数、選挙区の二つだけを押さえておけばよいのでは。
- ・理想は信頼関係。理事会に何でも任せるとはならず、代議員総会で決めればよい。
- ・もちろん、理事会には、理事会の責務を全うしてもらうことが前提。(委員長)
- ・都道府県単位の会員、ゼロのところが出てきた場合、どうするかということも想定する必要がある。
- ・みんな心配だが、会員を増やす努力をするべきで、ゼロを想定することには反対。
- ・定款と選挙規程以外は存在しない。現行規程を尊重しつつ定数、選挙区は代議員総会で決める。定款が悪いところを変える。
- ・理事会決定の選挙規程の中に、一部代議員決裁の項目が入ることが、方法論的に可能なのか。(委員長)

- ・ 規程でやると、理事会の恣意的なやり方が通ってしまう恐れがある。
  - ・ 定数は定款に入れたほうがよい。
  - ・ 将来会員の増減による変更に対応できるように、選挙区ごとの定数は規程でよいのではないか。
  - ・ 理事会ということではなく、理事長個人の意向ということもありうるかもしれない。
  - ・ 理事会は、理事みんなで決定している。信頼をしてほしい。(理事委員)
- 
- ・ 委員長が今後の日程、スケジュールを説明した上で、
  - ・ 定款の中に書き込むか、定款はシンプルにして別に決めるか、その方向性を今日の会議で決めたい。
  - ・ 整理の仕方を項目ごとに考える方が、賛成、反対を言いやすい。
  - ・ 細かいところがわからないと賛成反対はむづかしい。
  - ・ 選挙規程の一部分に置く「代議員総会で決定」の部分は「代議員総会で承認」でもよいのか。→よい
  - ・ そのために臨時総会を開くのは大変。
  - ・ 4年の任期があるので、臨時総会までは想定していない。
  - ・ 代議員総会での承認は、時期も合わせ、大丈夫か。間に合うか。→できると思う。
  - ・ 運用については、今は置いておいてもよいのではないか。
- 
- ・ 今問題にされていることは、定款と選挙規程(実際の選挙)がかけ離れているということ。
  - ・ コンプライアンスの問題。今行われている選挙は問題ない。定款、規程がかけ離れているということ。
  - ・ 今、決めるのが難しいのであれば、考える時間を取ってもよいのではないか。
  - ・ 方法論、どうすれば望ましい選出方法を決められるかの確認を取りたい。(委員長)
  - ・ 定款の書きぶりが問題。選挙区については規程の中には書き込めない。一回ずつ代議員総会で諮る必要があるのではないか。
  - ・ 委員会の中間報告を1月26日開催の常任理事会でとお願いしていたが、2月9日の常任理事会での説明でもよい。(事務局)